

情報公開開示請求をされる方へ

R6.3月 デジタル政策課

春日市では、市民の知る権利を踏まえ、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で民主的な市政と豊かな市民生活の実現に資することを目的に、情報開示を行っています。

市が作成または取得した行政文書は、誰からの求めにも応じて、原則として開示します。

◆情報開示を実施する機関（実施機関）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、春日市土地開発公社

◆開示請求できる行政文書

実施機関の職員が職務上作成したり、取得した文書、電磁的記録などで、実施機関が組織的に用いるために保有しているもの

◆開示請求方法

実施機関の担当課に、「春日市情報公開開示請求書」を次のいずれかの方法で提出してください。（押印は不要です。）

- ・担当課窓口を持参
- ・郵送
- ・ファクス
- ・電子メール

※ 請求先の担当課が不明な場合や、複数の担当課にまたがる場合は、デジタル政策課デジタル政策担当宛てに提出してください。

※ 「春日市情報公開開示請求書」は、担当課窓口の他、市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/shisei/info/1002887.html>)



◆費用

写しの交付を受ける場合は、「春日市情報公開開示請求書」裏面に記載された費用がかかります。

閲覧のみの場合は、費用はかかりません。

◆開示決定

開示請求の翌日から起算して原則14日以内に決定し、その決定の結果と、開示する日時、場所を文書で通知します。

ただし、事務処理上の困難など正当な理由がある場合は、決定するまでの期間を延長することがあります。

◆開示しない情報

- ・個人に関する情報で特定の個人が識別される情報
- ・個人の権利利益を害するおそれがある情報
- ・法人などの正当な利益を害するおそれがある情報
- ・市に対して公にしないとの条件で任意に提供された情報
- ・市や国などでの審議、検討または協議などに関する情報で、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれなどがある情報
- ・市や国などが行う検査、契約、交渉などの事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- ・社会的差別につながるおそれがあると認められる情報
- ・人の生命・身体・生活・健康・名誉・財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査など、公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがある情報
- ・法令の規定により、公にすることができないとされている情報

◆交付された写しの郵送を希望する場合の流れ

- ①「春日市情報公開開示請求書」を提出する。
- ②「春日市情報公開（一部）開示決定通知書」と納付書が市から郵送される。
- ③納付書で開示費用を納める。
- ④行政文書の写しを郵送するための切手と開示費用の領収書（原本）とを市に郵送する。
- ⑤行政文書の写しと開示費用の領収書（原本）が市から郵送される。